

施術所の届出手続き必要書類

あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師／柔道整復師 による施術所	
1	施術所開設届(第1号様式)
2	施術者の免許証の写し(届出時、本状との照合をします)
3	平面図(待合室と施術室の面積が明記されたもの)
4	法人登記簿謄本(全部事項証明書) 保健所提出用は原本を添付
5	定款又は寄付行為の写し
} 法人による開設の場合必要な書類	
必要に応じて	ビルの所在が分かる見取り図 及び ビル内施設にあっては施設のある階の平面図 (地理院地図等、著作権法に抵触しないもの)
<p>施術所の構造設備基準</p> <p>【面積】 専用の施術室1室につき 6.6 m²以上 待合室 3.3 m²以上 施術室と待合室は固定壁で区画されていること。</p> <p>【窓・換気設備】 室面積の 7 分の1以上に相当する部分を外気に開放できること。 (ただし、適当な換気設備がある場合はできなくても可)</p> <p>【消毒設備】 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。</p> <p>【根拠法令】 あはき法第9条の5、同施行規則第 25・26 条、同千代田区施行細則2条 柔整法第 20 条、同施行規則第 18・19 条、同千代田区施行細則2条</p>	
開設後の届出	
休止・廃止・再開した場合	施術所 休止・廃止・再開届(第3号様式)
名称の変更・施術者の変更・追加等	施術所開設事項中一部変更届(第2号様式) ※添付書類 新たに施術者が就職した場合は免許証の写し (届出時、本状との照合をするため免許証の原本を持参してください)
出張施術をする場合(あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律のみ)	
開始する時	出張施術業務開始届(第4号様式) (届出時、本状との照合をするため免許証の原本を持参してください)
休止・廃止・再開した場合	出張施術業務 休止・廃止・再開届(第5号様式)
千代田区内で滞在して施術する場合	区内滞在施術業務従事者届(第6号様式) (届出時、本状との照合をするため免許証の原本を持参してください)

【社会保険の適用(受領委任)について下記にお問い合わせください。】

関東信越厚生局東京事務所 新宿区西新宿6-22-1新宿スクエアタワー11階 ☎03-6692-5119